

長岡京市障がい者基本条例（仮称） 前文（案）

このまちで暮らす誰もが、自分の人生に希望を持ち、あらゆる分野の活動に参加し、さまざまな選択肢の中から自分の意思で自分の生き方を決定する権利を持っています。この権利は、すべての市民が障がいと社会的障壁との関わりによって生じる不便・不利益について理解し、障がいのある人に対する不当な取り扱いを見過ごさず、障がいがあってもそれを意識することなく、堂々と社会活動に参加できる機会を数多く創り出していくことで誰もが等しく享受できるものです。

これまで、障がいの有無や障がいの種類の違いなどが市民同士を分け隔てる垣根となり、お互いを知る機会が限られてきたことが、お互いに声を掛け合うことへの遠慮につながったり、障がいについての無理解や誤解による差別的な取り扱いの解消を阻んできました。

互いの違いを認めあい、共に助け合って暮らす「共生」の社会は、誰もが理想的な社会のあり方として共感するものです。このまちでの生活をより豊かにしつつ、未来へとつなげていくのは地域に関わる私たち市民にほかなりません。私たち一人ひとりが日々の暮らしのなかでお互いを信頼し、お互いにとって何が必要かを考え、自分ができることを主体的に行うことが、豊かな共生社会につながる大きな流れとなっていくことを確信しています。

いま、私たちは一人ひとりの人格や尊厳（人がそこにいることそのもの）が大切にされ、だれもが輝いて生き、幸せになるためになすべきこと、守ることを決めました。このまちが私たち長岡京市民のかけがえのない住処であり続けることを目指して、ここに条例を制定します。